

石川県宿泊施設感染防止対策緊急支援事業の実施について

県では、新型コロナウイルスの感染防止対策に多額の経費を要する宿泊事業者に対し経費の支援を行う「石川県宿泊施設感染防止対策緊急支援事業」を、明日 7 月 1 日から下記のとおり実施いたします。

記

- 1 事業名：石川県宿泊施設感染防止対策緊急支援事業
- 2 補助の対象となる事業者：旅館業法第 3 条第 1 項に規定する許可を受けた者で「いしかわ新型コロナ対策認証制度」の認証を取得した者
※ただし、認証申請中でも補助申請可能
- 3 申請期間：令和 3 年 7 月 1 日（木）～ 8 月 10 日（火）郵送必着
- 4 支援内容：
 - (1) 補助対象期間 令和 2 年 5 月 14 日～令和 3 年 12 月 31 日
 - (2) 対象経費 ①備品・消耗品の購入費
②施設改修など、前向きな投資に要する経費
 - (3) 補助率等

区 分	対象期間	補助率	補助上限	
基礎分	令和 2 年 5 月 14 日～ 令和 3 年 12 月 31 日	1/2	500 万円	最大で 750 万円
上乘せ分	令和 3 年 7 月 1 日～ 令和 3 年 12 月 31 日	1/4	250 万円	

<詳細は下記ホームページをご覧ください>

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kankou/shien.html>

<問合せ先>

いしかわ新型コロナ対策認証制度事務局 TEL 076-262-6170

(石川県宿泊施設感染防止対策緊急支援事業補助金)

※平日 9:30～17:30 受付 (7 月 3 日(土)、4 日(日)は受付)